

神奈川体育・スポーツ・健康学会機関誌 投稿規程

平成09年01月01日制定
平成12年01月08日改正
平成15年01月11日改正
平成16年01月10日改正
平成18年04月15日改正
平成22年04月10日改正
平成24年04月07日改正
令和02年12月31日改正
令和03年09月01日改正
令和07年04月01日改正
令和08年10月01日改正

1. 神奈川体育・スポーツ・健康学会の機関誌「Journal of Kanagawa Sport and Health Science」（以下、本誌という）は、広く会員・非会員より研究論文をはじめ、各種の原稿（以下の各論文種別を参照）を受け付ける。論文投稿に関しては、編集委員会にて、当学会誌に相応しい内容（体育・スポーツ・健康に係る内容等）であるかを判断し、利益相反が無いかを検討した上で、受け付けの可否を判断する。また、学会員（主に理事会及び編集委員会）にて、特集企画を立案し、学会主催の招待論文（特別招待論文：Special Invited Paper）を掲載する場合もある。
2. 投稿原稿は、日本語または英語とし、1) 査読あり、2) 査読なしの2種類の論文を受け付ける。ただし、2) 査読なしの論文や原稿も編集委員会による内容確認を原則とし、受理・掲載を見送る場合もある。1) 査読ありの論文の種別として、【総説（Review Article）】【原著論文（Original Article）】【研究資料（Research Paper）】【実践研究（Practical Study）】【事例研究（Case Study）】【内外の研究動向（Recent Advances）】【研究上の問題提起（Research Issues）】とし、2) 査読なしの研究論文、研究報告書及びその他の原稿として、【研究報告（Research Report）】【書評（Book Review）】【二次出版原稿（Secondary Publication：日本語論文を英語論文または英語論文を日本語論文に翻訳し、掲載元の学会誌の編集委員長より二次出版の許諾を得た原稿に限る）】【論評（Critical Remarks）】とし、本学会誌に掲載するに相応しい原稿として完結したものに限る。
3. 原稿の掲載可否及び順序は、編集委員会において決定する。原稿が編集委員会に届いた日をもって受付日とし、編集委員会によって採択が決定された日をもって受理日とする。受理日は論文の末尾に明記する。
4. 投稿原稿は、原則としてMicrosoft Wordの文書ファイルとして作成し、学会HP上の本誌専用テンプレートを用いて編集委員会宛てに添付ファイルで送付する。原稿は、日本語の論文の場合、ひらがな現代かなづかいとし、外国語をかな書きにする場合は、カタカナにする。また、英語の論文の場合、アルファベットを用いて、ダブルスペースで記述する。なお、原稿の作成及び投稿方法の詳細は、一般社団法人 日本体育・スポーツ・健康学会の機関誌「体育学研究」の「投稿の手引き（https://taiiku-gakkai.or.jp/wp-content/uploads/2026/08/jjpehss_tebiki260826.pdf）」に準拠する。
5. 原稿の文字数は概ね、日本語論文は2万文字程度、英語論文で5千語（単語数）程度とし、それ以上となる場合には、編集委員会内で協議する。
6. 計量単位は、原則として、国際単位系（SI）とする。
7. 基本的に図や表はWord版の原稿の末尾に貼り付けて送付すること（本投稿規程の8を参照）。図表や写真のサイズや向きに関係でWord版の原稿では読みにくい場合には、ExcelやPowerPointで作成したファイルを別途に提出することも可能とする。写真や図表は鮮明な画面（カラーの図表及び写真の使用も可能）のものとし、受理・掲載が決定後に、ExcelやPowerPointで作成したものを、Word版の原稿ファイルと合わせて、個別に編集委員会に送付すること。
8. 図や表には必ず通し番号とタイトルをつけ、本文原稿の末尾に1頁に各1つを直接挿入する（「体育学研究の投稿の手引き」を参照のこと）。
9. 本文中での文献の記載方法は、日本体育・スポーツ・健康学会が刊行している「体育学研究」の投稿規程にある引用方法に準拠すること。
10. 文献リストの作成は、日本体育・スポーツ・健康学会が刊行している「体育学研究」の投稿規程にある引用方法に準拠すること。
11. 総説、原著論文、実践研究、事例研究、研究資料、二次出版原稿の日本語原稿及び英文原稿には、それぞれ英語タイトル及び英語アブストラクト（300語程度）及び日本語抄録（400文字程度）を載せること。その他の種別の論文及び原稿は、日本語抄録（日本語原稿）または英語アブストラクト（英語原稿）のいずれかを必須とするが、著者の希望に応じて日本語と英語の両方の掲載も可能とする。
12. 投稿に際しては、規程の「投稿用紙（本誌専用テンプレート）」を用いること。なお、編集委員会にて受理・掲載が決定した場合には、「著作権譲渡承諾書」を編集委員会宛てに送付すること。これらの用紙は、神奈川体育・スポーツ・健康学会のHPからネットワークを利用して取得する。「投稿用紙」には希望する原稿の種類、和文・英文の題目、投稿者全員（著者・共著者）の氏名とそのローマ字表記、所属先とその英語名称、責任著者の連絡先を記入する。
13. 公平な審査を期するため、謝辞及び付記等は、掲載が決定した後に書き加えることとする。
14. 初校の校正は投稿者（共著者を含めた確認が必要）が行う。
15. 本誌に掲載された論文の著作権は神奈川体育・スポーツ・健康学会に帰属するものとする。但し、著者及び共著者が非営利を目的として使用する場合には、本学会の許諾を必要としない（例、学位授与論文として所属機関の図書館のリポジトリとして公開、学術図書として出版、授業用資料として印刷・配布するなど）。
16. 掲載原稿に、盗用・剽窃などの倫理上の問題が生じた際には、本学会編集委員会及び理事会で審議した上で、掲載を取り消す可能性がある。研究倫理に関しては、日本学術振興会（https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1353972.htm）のガイドラインを参考すること。なお、原稿の作成にあたり、論文の文章修正や構成変更などでAIを使用した場合には、使用したツール名、使用範囲などを文末に脚注として明記すること。
17. 原稿の投稿は、年間を通して受け付け、査読または編集委員会の確認が終了して掲載が決定次第、J-Stageに掲載することとする。なお、原稿の送付先は、編集委員会の研究論文の担当者宛（学会HPにメールアドレスを明示）とする。

付則

1. この規程は、平成09年01月01日から施行する。
2. 平成12年01月08日、この規程の一部を改正する。
3. 平成15年01月11日、この規程の一部を改正する。
4. 平成16年01月10日、この規程の一部を改正する。
5. 平成18年04月15日、この規程の一部を改正する。
6. 平成22年04月10日、この規程の一部を改正する。
7. 平成24年04月07日、この規程の一部を改正する。
8. 令和02年12月31日、この規程の一部を改正する。
9. 令和03年09月01日、この規程の一部を改正する。
10. 令和07年04月01日、この規程の一部を改正する。
11. 令和08年10月01日、この規程の一部を改正する。

付記

原稿の作成に当っては、原則としてMicrosoft Wordを利用し、日本語論文及び英語論文とも所定のテンプレートを用いて作成すること。テンプレートは、神奈川体育・スポーツ・健康学会のHPから入手できる。

<英語による論文種別の表記方法>

1. 査読あり

1) 総説：Review Article

2) 原著論文：Original Article

3) 研究資料：Research Paper

4) 実践研究：Practical Study

5) 事例研究：Case Study

6) 内外の研究動向：Recent Advances

7) 研究上の問題提起：Research Issues

2. 査読なし（編集委員会が原稿の確認を行う）

1) 研究報告：Research Report

2) 書評：Book Review

3) 二次出版原稿：Secondary Publication Article

4) 論評：Critical Remarks

5) 特別招待論文：Special Invited Paper